

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 25 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について（真地市営住宅第 1 期建替工事（建築））

（令和 5 年 3 月 17 日同意）

工 事 名 真地市営住宅第 1 期建替工事（建築）

契約の相手方

受注者 高橋土建・辰雄建設・尚輪興建共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市前島 3 丁目 13 番 11 号

商号 株式会社 高橋土建

氏名 代表取締役 新垣 隆行

構成員 住所 沖縄県那覇市宮城 1 丁目 16 番 19 号 1 階

商号 有限会社 辰雄建設

氏名 代表取締役 安里 繭子

構成員 住所 沖縄県那覇市字真地 421 番地 15

商号 株式会社 尚輪興建

氏名 代表取締役 下地 喜広

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 2,380,178,900 円

変更する金額 2,383,346,900 円